一項」に、「第百二十五条第一項」を「第百二十九条第一項」に、「第百三十八条並びに第百三十九条第一項」を「第百四十二条並びに第百四十三条第一項」に、「第百三十四条第一項」を「第百三十八条第一項」に改め、同条第八項中「第百九条第一項」を「第百十三条第一項」に、「第百五条」を「第百九条」に、「第百六十七条第二項」を「第百七十一条第三項」に改め、同条第九項中「第百九条第一項」を「第百十三条第一項」に、「第百二十一条」を「第百二十五条」に、「第百十七条第一項」を「第百二十一条第一項」に改め、同条第十項中「特定エネルギー消費機器等製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に、「特定熱損失防止建築材料製造事業者等」を「熱損失防止建築材料製造事業者等」に改め、同条を第百六十六条とする。

第百六十一条第一項中「合理化」の下に「及び非化石エネルギーへの転換」を加え、同条第二項中「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、同条を第百六十五条とする。

第百六十条中「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に改め、同条を第百六十四条とする。

第百五十九条中「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に、「連携等」を「連携、エネルギー消費性能等が優れている機械器具の導入の支援等」に改め、同条を第百六十三条とする。

第百五十八条中「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に改め、同条を第百六十二条とする。

第百五十七条中「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に改め、同条を第百六十一条とする。

第百五十六条中「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に改め、同条を第百六十条とする。

第百五十五条第一項中「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、第七章中同条を第百五十九条とし、第百五十四条を第百五十八条とし、第六章第二節中第百五十三条を第百五十七条とし、第百五十二条を第百五十六条とする。

第百五十一条第一項中「第百四十九条」を「第百五十三条」に改め、同条を第百五十五条とし、第百五十条を第百五十四条とし、第百四十九条を第百五十三条とし、第六章第一節中第百四十八条を第百五十二条とし、第百四十七条を第百五十一条とし、第百四十六条を第百五十条とする。

第百四十五条第一項中「第百六十二条第十項」を「第百六十六条第十項」に改め、同条を第百四十九条とする。

第百四十四条第二項中「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　エネルギー消費機器の製造又は輸入の事業を行う者は、基本方針の定めるところに留意して、非化石エネルギーを使用する機械器具の製造又は輸入その他の措置を行うことにより、エネルギー消費機器に係る非化石エネルギーへの転換に資するよう努めなければならない。

第百四十四条を第百四十八条とする。

第百四十三条中「効率的利用の」の下に「ための措置及び建築物において消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合を増加させる」を、「合理化」の下に「及び非化石エネルギーへの転換」を加え、「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、第五章中同条を第百四十七条とする。

第百四十二条第一項中「第九十九条第一項及び第百二十三条第一項」を「第百三条第一項及び第百二十七条第一項」に、「第九十九条第二項及び第百二十三条第二項」を「第百三条第三項及び第百二十七条第三項」に改め、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国土交通大臣は、特定航空輸送事業者の貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が第百三条第二項及び第百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定航空輸送事業者に対し、当該特定航空輸送事業者のエネルギーを使用して行う貨物又は旅客の輸送に係る技術水準、第百三条第三項及び第百二十七条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

第四章第四節中第百四十二条を第百四十六条とする。

第百四十一条第一項中「第百三十九条第一項」を「第百四十三条第一項」に改め、同条を第百四十五条とする。

第百四十条中「第九十九条第一項及び第百二十三条第一項」を「第百三条第一項及び第百二十七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　特定航空輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第百三条第二項及び第百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

第百四十条を第百四十四条とする。

第百三十九条第一項中「合理化」の下に「及び非化石エネルギーへの転換」を加え、同条第二項中「第百一条、第百二十五条」を「第百五条、第百二十九条」に改め、同条を第百四十三条とする。

第四章第三節第二款中第百三十八条を第百四十二条とする。

第百三十七条中「第百三十四条第一項」を「第百三十八条第一項」に改め、同条を第百四十一条とする。

第百三十六条の前の見出しを削り、同条第一項中「第百三十四条第一項」を「第百三十八条第一項」に、「第百三条第一項」を「第百七条第一項」に、「第百一条第一項」を「第百五条第一項」に改め、同条第二項中「第百三十四条第一項」を「第百三十八条第一項」に、「第百三十一条第一項」を「第百二十五条第一項」に、「第百二十九条第一項」に改め、同条第三項中「第百三十四条第一項」を「第百三十八条第一項」に、「第百三十二条第一項」を「第百三十六条第一項」に改め、同条を第百四十条とし、同条の前に見出しとして「（貨客輸送連携省エネルギー計画に係る定期の報告の特例等）」を付し、第百三十五条を第百三十九条とし、第百三十四条を第百三十八条とする。

第百三十三条第一項中「第九十九条第一項又は第百二十三条第一項」を「第百三条第一項又は第百二十七条第一項」に、「第九十九条第二項又は第百二十三条第二項」を「第百三条第三項又は第百二十七条第三項」に改め、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国土交通大臣は、認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者の貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が第百三条第二項又は第百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者のエネルギーを使用して行う貨物又は旅客の輸送に係る技術水準、第百三条第三項又は第百二十七条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

第四章第三節第一款中第百三十三条を第百三十七条とし、第百三十二条を第百三十六条とする。

第百三十一条中「第九十九条第一項又は第百二十三条第一項」を「第百三条第一項又は第百二十七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　認定管理統括貨客輸送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第百三条第二項又は第百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。